平成２９年（フ）第６７６号
福岡市南区塩原１丁目14番29―401号
破産者　後藤　直美
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９６号
福岡市南区折立町８番16―201号
破産者　田中　大貴
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７０７号
福岡市南区横手４丁目７番10―404号
破産者　岡山　幸夫
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７３３号
福岡市城南区別府７丁目11番43―102号
破産者　石丸　文也
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５３号
福岡市中央区笹丘１丁目15番６号　ヴォーネン笹丘205、住民票上の住所福岡市南区平和１丁目５番20号
破産者　大石　健太
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９１２号
福岡県春日市天神山３丁目84番地　コーポみずおち205号
破産者　熊本　真理
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９１９号
福岡市中央区西公園５番２号
破産者　梶原由加里
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５１号
福岡市博多区諸岡２丁目11番22号
破産者　東　　凌佑
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３６０号
北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目16番19号レオパレスＭ＆Ｙ202号室、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町今光４丁目153番地
破産者　高木　大輔
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２２号
青森県つがる市稲垣町吉出豊富68番地１
破産者　小見山俊弥
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第６１３号
福岡市東区西戸崎４丁目１番27号
破産者　松本　靖生
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９９号
福岡市博多区美野島３丁目９番21―101号
破産者　久保　建一
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８８７号
札幌市北区新琴似11条11丁目６番４号　パレーシャル11―101号、開始決定時の住所札幌市北区新川西１条３丁目11番22号
破産者　釜野　金吾
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５３号
宮城県塩竈市字庚塚１番地１　市営梅の宮住宅１―505号
破産者　太田　悦司
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２１号
仙台市青葉区柏木３丁目６番４―203号
破産者　小宮山貴裕
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５３号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目９番地の７ドリームパレスＡ102、従前の住所仙台市泉区北中山３丁目16番地の19
破産者　千葉　雅史
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
宮城県遠田郡美里町藤ヶ崎116―11　ミルフィーユ301号室、住民票上の住所仙台市宮城野区出花３丁目26番地の８　サンサニー出花101
破産者　石田　静子
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第６２８号
埼玉県吉川市木売２丁目13番地22　モアクレスト吉川402号
破産者　中西　洋史
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係